

○一関市縁結び支援員登録制度実施要綱

平成25年 3月29日

告示第35号

改正 平成30年 3月31日告示第103号

令和 3年 3月31日告示第81号

一関市縁結び支援員登録制度実施要綱を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1 この告示は、結婚を希望する独身男女の結婚の支援を行う一関市縁結び支援員（以下「支援員」という。）の登録制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援員の要件)

第2 支援員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する20歳以上おおむね70歳以下の者。ただし、現に支援員に登録している者を除く。

(2) 業として結婚相談又は結婚紹介を行う者でない者

(活動内容)

第3 支援員は、次の活動を行うものとする。

(1) 結婚希望者の相談、助言、出会いの仲介等

(2) 支援員交流会における情報交換、仲介相手の検討等

(3) 結婚に関する情報収集

(4) その他結婚の支援

2 支援員は、前項の活動に関する知識を習得するため、市が実施する研修への参加等自己研鑽に努めなければならない。

(登録)

第4 支援員に登録することを希望する者は、一関市縁結び支援員登録申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び履歴書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、書類を審査し、市が実施する研修を受講させた上、適当と認めたときは、支援員として登録するものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、一関市縁結び支援員登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（登録の有効期間）

第5 支援員の登録の有効期間は、この告示の施行の日の属する年度の翌年度の末日までとし、以後2年度ごとに登録の更新をするものとする。

（登録事項の変更）

第6 支援員は、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに一関市縁結び支援員登録事項変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の辞退）

第7 支援員は、支援員の登録を辞退しようとするときは、一関市縁結び支援員登録辞退届（様式第6号）を市長に提出するとともに、登録証を返納しなければならない。

（登録の抹消）

第8 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 誓約書に掲げる事項に違反した場合又は履歴書に虚偽の申告等があったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか支援員にふさわしくない行為があったと認められるとき
- (3) 健康上の問題等のため、支援員の活動の継続が困難であると認められるとき

（遵守事項）

第9 支援員は、その活動に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動に当たっては、登録証を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。
- (2) 常に個人情報の保護と人権への配慮に努めるものとし、差別的取扱いをしてはならない。
- (3) 結婚希望者の意思を尊重するものとし、強要してはならない。
- (4) 結婚希望者の身元調査をしてはならない。
- (5) 支援員の地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動、政治活動、営利を目的とした活動その他支援員の活動以外の活動をしてはならない。
- (6) 支援員として職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。支援員を退いた後もまた、同様とする。

(7) その他支援員の名誉と品位を傷つける行為を行ってはならない。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

改正文（平成30年3月31日告示第103号抄）

平成30年4月1日から施行する。

改正文（令和3年3月31日告示第81号抄）

令和3年4月1日から施行する。なお、この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。